

法務委員会 質問要旨

2018年4月13日  
希望の党 階 猛

1. 訟務局の予防法務機能として各府省から法律相談を受けるのはどのような事件か（法務省政府参考人）
2. 背任やセクハラ的事件などで公務員が刑事訴訟を免れるための相談は受け付けられないのか（法務省政府参考人）
3. 公務員からセクハラ被害を受けた者が国を相手に国家賠償請求訴訟を起こそうとしている場合、それを免れるための相談は受け付けるのか  
（法務省政府参考人）
4. 刑事訴追の対象となる行為が国家賠償請求訴訟の対象となるような場合、事実上、刑事事件の法律相談も受け付けることができ、対象が無限定になるのではないか（法務大臣）
5. 公務員が不祥事を行った場合は、無料で有能な法律家に法的アドバイスを受けることができ、不公平ではないか？（法務大臣）
6. 財務事務次官の不祥事が報じられているが、この件で訟務局に法律相談をしたか、あるいは今後する予定はあるか（財務省政府参考人）
7. 2/26の予算委員会分科会での太田充参考人の最後から2つめの答弁の趣旨が不明なので、改めて問う（財務省政府参考人）
8. なぜ損害賠償リスクの有無につき訟務局に相談しなかったのか  
（財務省政府参考人）
9. こういう案件こそ訟務局を活用すべきであり、訟務局の予防法務機能が使われないまま、森友事件が起きたことをどう考えるか（法務大臣）
10. 森友学園への土地売却価格につき財政法9条違反の疑いもある以上、当該土地に含まれる埋設物の再調査を実施すべきではないか（財務省政府参考人）
11. 建物の底地以外にも留置権が成立する法的根拠は何か  
（国土交通省政府参考人，財務省政府参考人）
12. 一般論として、上記の場合に留置権は成立するのか（法務省政府参考人）

以上

※配布資料はおって提出